

岩手県告示第 391 号

いわて県民情報交流センター条例（平成 17 年岩手県条例第 53 号）附則第 3 項の規定により、県民活動交流センターの施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時30分から 21時30分まで	9時から17時 まで	13時から21時 30分まで	9時から21時 30分まで
		円	円	円	円	円	円
入場料を徴 収しない場 合	土曜日及び休日	13,000	22,000	27,000	35,000	49,000	62,000
	その他の日	10,000	18,000	22,000	28,000	40,000	50,000
1,000円未 満の 入場料を 徴収する場 合	土曜日及び休日	19,000	31,000	39,000	50,000	70,000	89,000
	その他の日	15,000	26,000	32,000	41,000	58,000	73,000
1,000円以上 3,000円未 満の 入場料を 徴収する場 合	土曜日及び休日	25,000	40,000	51,000	65,000	91,000	116,000
	その他の日	20,000	33,000	42,000	53,000	75,000	95,000
3,000円以上 5,000円未 満の 入場料を 徴収する場 合	土曜日及び休日	33,000	54,000	68,000	87,000	122,000	155,000
	その他の日	27,000	45,000	56,000	72,000	101,000	128,000
5,000円以上 の入場料を 徴収する場 合	土曜日及び休日	42,000	68,000	85,000	110,000	153,000	195,000
	その他の日	34,000	56,000	70,000	90,000	126,000	160,000

備考 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表により算出した利用料金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。

2 ホール以外の施設

区 分		利用料金					
		9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時30分から 21時30分まで	9時から17時 まで	13時から21時 30分まで	9時から21時 30分まで
展示室1	入場料を徴収しない 場合	円 900	円 1,300	円 1,900	円 2,200	円 3,200	円 4,100
	1,000円未満の入場 料を徴収する場合	1,400	2,000	2,800	3,400	4,800	6,200
	1,000円以上の入場 料を徴収する場合	1,900	2,700	3,800	4,600	6,500	8,400
展示室2	入場料を徴収しない 場合	2,100	3,100	4,300	5,200	7,400	9,500
	1,000円未満の入場 料を徴収する場合	3,200	4,600	6,400	7,800	11,000	14,200
	1,000円以上の入場 料を徴収する場合	4,300	6,200	8,600	10,500	14,800	19,100
展示室3	入場料を徴収しない 場合	2,700	3,900	5,500	6,600	9,400	12,100
	1,000円未満の入場 料を徴収する場合	4,000	6,000	8,200	10,000	14,200	18,200
	1,000円以上の入場 料を徴収する場合	5,500	8,000	11,000	13,500	19,000	24,500
会議室501		6,300	8,500	12,000	14,800	20,500	26,800
会議室601		900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000
会議室602		2,500	3,300	4,800	5,800	8,100	10,600
会議室603		800	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300
会議室604		800	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300
会議室605		1,200	1,500	2,200	2,700	3,700	4,900
和室606		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600

和室607	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
和室608	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
調理実習室	6,400	8,700	12,200	15,100	20,900	27,300
世代間交流室	10,900	14,600	20,400	25,500	35,000	45,900
スタジオ・調整室	3,700	5,000	6,900	8,700	11,900	15,600
練習スタジオ	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600
会議室701	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室702	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室703	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
シャワー室704	400	600	600	1,000	1,200	1,600
シャワー室705	400	600	600	1,000	1,200	1,600
シャワー室706	400	600	600	1,000	1,200	1,600
リハーサル室	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
ミーティングルーム707	1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200
ミーティングルーム708	700	900	1,300	1,600	2,200	2,900
控室709	600	700	900	1,300	1,600	2,200
控室710	2,100	2,800	3,400	4,900	6,200	8,300
控室711	1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
控室712	700	900	1,200	1,600	2,100	2,800
控室713	700	900	1,200	1,600	2,100	2,800
会議室801（特別）	4,600	6,200	8,700	10,800	14,900	19,500
会議室802	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室803	10,600	14,200	19,900	24,800	34,100	44,700
会議室804	18,300	24,400	34,300	42,700	58,700	77,000
会議室805	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室806	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室807	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室808	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室809（和室）	1,900	2,500	3,600	4,400	6,100	8,000
研修室810	3,200	4,300	6,100	7,500	10,400	13,600
研修室811	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
研修室812	10,800	14,400	20,100	25,200	34,500	45,300
研修室813	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室814	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室815	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室816	1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室817	1,900	2,500	3,600	4,400	6,100	8,000
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円
-------	-----------------------

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
 - 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
 - 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
 - 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
 - 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 7 この表により算出した利用料金の額で屋外広場及び県民プラザ以外の施設に係るものに100円未満の端数があるときはこれを100円とし、当該利用料金の額で屋外広場及び県民プラザに係るものに10円未満の端数があるときはこれを10円とする。